

政府が所有する外国産米穀のカビ状異物の確認及びカビ毒の検査結果について (平成21年6月分)

1. 政府が所有する外国産米穀のカビ毒の検査結果

同一船で輸入され、同一倉庫に保管されている米穀について、販売前1～3日の解袋作業量(上限50トン)を1ロットとし、全てのフレコンからサンプルを採取して、カビ毒を分析^{※1}している。その結果は、次のとおりであり、カビ毒は検出されなかった。
なお、問題があった場合は、そのロット全体を焼却処分とする。

販売用途:【食 用】 検査対象数量 19,087トン

カビ毒	分析点数 (ロット数)	陰性	陽性
アフラトキシンB ₁ ^{※2}	707点	707点	0点

販売用途:【飼料用】 検査対象数量 4,418トン

カビ毒	分析点数 (ロット数)	陰性	陽性
アフラトキシンB ₁ ^{※2}	154点	154点	0点

カビ毒	分析点数 (ロット数)	基準値を超える 点数
デオキシニバレノール ^{※3}	154点	0点
ゼアラレノン ^{※3}	154点	0点

2. 政府が所有する外国産米穀のカビ状異物の発見件数

同一船で輸入され、同一倉庫に保管されている米穀について、同月にカビ状異物が発見された場合に1件としている。
なお、「カビ状の異物」が発見された場合は、その袋又はフレコンごと焼却処分とする。

包 装	件 数	数 量
1 t フレコン	16件	58トン
30 kg 樹脂袋	83件	26トン
合 計	99件	85トン

注: ラウンドのため、内訳と計は一致しない。

- 注 ※1: 食用に販売される米穀については、食品衛生法で規制されているアフラトキシンB₁を分析している。飼料用に販売される米穀については、飼料安全法で規制されているアフラトキシンB₁、デオキシニバレノール、ゼアラレノン进行分析しているが、アフラトキシンB₁については、飼料用に販売される米穀についても食品衛生法の規制をクリアしたものを販売することとしている。
- ※2: 食品衛生法における穀類等のアフラトキシンB₁の規制では、食品衛生法に基づく通知に示す食品中のアフラトキシンの試験法に規定する高速液体クロマトグラフィーによる分析において、アフラトキシンB₁ 0.01 ppm相当濃度の標準液の測定ピークの高さ又は面積を上回る場合を陽性としている。
- ※3: 家畜への影響及び食品となる畜産物への影響の観点から、飼料安全法で配合飼料について3つのカビ毒の基準値を定めており、飼料安全法に基づき定められた検査方法で分析して、基準値以下の結果が得られたものでなければならぬとしている。
- ・ 飼料用のアフラトキシンB₁の基準値は0.01ppm
 - ・ 飼料用のデオキシニバレノールの基準値は1.0ppm
 - ・ 飼料用のゼアラレノンの基準値は1.0ppm
- ※4: 2. 政府が所有する外国産米穀のカビ状異物の発見件数において、30kg樹脂袋(件数78件を83件)を平成21年10月30日に修正した。

問い合わせ先
総合食料局食糧部消費流通課
代表 03-3502-8111 直通 03-6744-2079
担当 田中、須山(内線4236)